

(別紙2)

関係機関等に対する認定新規就農者に関する情報の提供

第1 認定新規就農者についての個人情報の取扱い

認定新規就農者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理することが必要である。

第2 本市が行う情報提供及び情報管理

1 本市は、青年等就農計画の認定申請があった場合には、本市における個人情報の取扱方法等を説明した上で、就農計画申請者から、①氏名及び年齢（法人にあっては、法人名）、②住所、③青年等就農計画の認定の有効期間、④青年等就農計画の内容等を、関係機関に対し提供等することについて、あらかじめ同意を得ることとする。

この場合、青年等就農計画の認定申請を行う者に対しては、関係機関等との理解と協力が深まること、きめ細やかな支援が受けられること等、情報を提供することの趣旨やメリット等を十分に説明した上で同意を得ることとする。

2 本市は、就農計画申請者から同意を得る際には、同意内容をお互いに確認し、後日の混乱等を未然に防止する観点から、書面により行うこととする。この場合、書面には、例えば、①情報の利用目的、内容及び利用方法、②通知を行う関係機関等の名称、③経営改善に資する支援等の実施以外の目的や利用方法で使用しないこと等本市の遵守事項等を明記する。

3 青年等就農計画の実施状況や専門家からの助言等の内容についても、青年等就農計画の取扱いに準じ個人情報を適切に取り扱うこととする。

特に青年等就農計画に沿って取組を着実に進めるため、指導・助言等を実施する際には、専門家からの助言等の内容を普及指導センター等の関係機関に提供することも想定されることから、1に規定する同意を得る際に、このことについても同意を得ておくこととする。

4 本市が情報提供を行う関係機関等には、農業委員会、農業協同組合、関係市町村、関係都道府県、国、農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金等を含めることとする。

5 本市は、青年等就農計画の有効期間を満了する認定新規就農者から新たな農業経営改善計画の申請があった場合であっても、その都度、1の規定に準じて個人情報の取扱いに関する同意を得ることとする。

第3 関係機関等の情報管理

情報提供を受けた関係機関等は、個人情報を保護する観点から、認定新規就農者に関する情報については適切に管理することとする。